

請負工事等契約および変更内容

課 名 文化財課
 担当業務 文化財係

契 約 名	加納美術館改修工事監理業務委託		
施 行 場 所	安来市広瀬町布部 地内	概要 加納美術館改修工事監理業務 工程確認業務	一式
種別及び概要	種別 工事監理業務		
随意契約の理由	加納美術館改修工事に伴う工事設計委託業務の執行については、令和2年度において設計業務が完了している。当該工事の監理業務については、設計者が工事監理業務をことにより下記の点で有利となり、工事監理者選定についてその性質又は目的が競争入札に適さないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用するもの。 1.建築物に対しての設計の意図を工事へ正確に反映させることができる。 2.設計業務及び監理業務を同一者と契約するため、責任の所在が明確となる 3.設計者と監理者が異なる際に生じる協議を省くことができる。		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市広瀬町広瀬666-7 太田一級建築士事務所 太田 仁志	
契 約 金 額	3,685,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 令和3年6月30日

第	変更金額	変更前	変更後
1	変更理由		
回	工 期	変更前	変更後

第	変更金額	変更前	変更後
2	変更理由		
回	工 期	変更前	変更後

第	変更金額	変更前	変更後
3	変更理由		
回	工 期	変更前	変更後